

# 流山市子ども・子育て支援事業計画(骨子案のイメージ)

資料 7

## ～次世代育成支援行動計画後期計画との比較表～

次世代育成支援行動計画後期計画	子ども・子育て支援事業計画(骨子案)
<p><b>第1章 計画策定にあたって</b></p> <p>1.計画策定の趣旨</p> <p>2.これまでの国の施策</p> <p>3.国の動向</p> <p>4.計画の位置づけ</p> <p>5.他計画との調和</p> <p>6.計画の期間</p>	<p><b>第1章 計画策定にあたって</b></p> <p>1.計画策定の趣旨</p> <p>2.これまでの国の施策</p> <p>3.国の動向</p> <p>4.計画の位置づけ</p> <p>5.他計画との調和</p> <p>6.計画の期間</p>
<p><b>第2章 流山市の現況</b></p> <p>1.人口動態と子どもの世帯</p> <p>2.少子化の動向</p> <p>3.保育・教育環境の状況</p> <p>4.アンケート調査からの現状と課題</p>	<p><b>第2章 流山市の現況</b></p> <p>1.人口統計資料</p> <p>2.教育・保育環境の現況</p> <p>3.ニーズ調査の分析結果</p> <p>(1)アンケート調査</p> <p>(2)ヒアリング調査</p> <p>4. ワークショップ結果</p>
<p><b>第3章 前期計画の中間評価</b></p> <p>1.施策評価の方法とその状況</p> <p>2.基本目標別の中間評価</p>	<p><b>第3章 次世代育成行動支援計画の評価</b></p> <p>1.施策評価の方法とその状況</p> <p>2.基本目標別の評価</p>
<p><b>第4章 基本理念と基本的な考え方</b></p> <p>1.計画の基本理念</p> <p>2.基本的視点</p> <p>3.基本目標</p> <p>4.施策の体系</p>	<p><b>第4章 基本理念</b></p> <p>1.計画の基本理念</p> <p>※国の基本指針、次世代計画との整合性</p>

次世代育成支援行動計画後期計画	子ども・子育て支援事業計画(骨子案)
<p><b>第5章 施策の展開</b></p> <p>1.子育てを支援する地域づくり</p> <p>2.子どもと母親の健康づくり</p> <p>3.子供が健やかに成長できる教育環境づくり</p> <p>4.安全で安心な生活環境づくり</p> <p>5.男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり</p> <p>6.子どもの安全を守る体制作り</p> <p>7.保護が必要な子どもへの支援体制づくり</p>	<p><b>第5章 施策の展開</b> ※資料7別紙</p> <p>1.必須記載事項</p> <p>(1)教育・保育提供区域の設定</p> <p>(2)-1.各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み</p> <p>(2)-2.実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>(3)-1.地域子ども・子育て支援事業の量の見込み</p> <p>(3)-2.実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>(4)幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>2.任意記載事項</p>
<p><b>第6章 目標事業量の設定</b></p> <p>1.特定事業について</p> <p>2.目標事業量の設定方法について</p> <p>3.特定事業の目標設定</p>	<p>(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p> <p>(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携</p> <p>(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p> <p>3.次世代育成支援行動計画の記載事項 ※次世代計画から引き継ぐべき事項</p>

次世代育成支援行動計画後期計画	子ども・子育て支援事業計画(骨子案)
<b>第7章 計画の推進体制</b>	<b>第6章 計画の推進体制</b>
<b>資料編</b> 1.計画策定の経過 2.流山市福祉施策審議会委員 3.流山市次世代育成支援行動計画策定協議会委員 4.流山市保健福祉諸計画策定委員 5.流山市次世代育成支援行動計画策定部会委員 6.行動計画策定指針(国が定めた指針の概要) 7.子育てにやさしいまちづくり条例 8.答申 9.市内子育て支援施設関連マップ	<b>資料編</b> 1.計画策定の経過 2.流山市子ども・子育て会議委員 3.国の基本指針概要 4.子育てにやさしいまちづくり条例 5.答申

第5章 施策の展開

※資料7別紙

1. 必須記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

- ・「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として区域を設定
- ・地域の実情に応じて居宅より容易に移動することが可能な区域
- 流山市では中学校区を想定

(2)－1. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み

- ・区域ごとに、計画期間における量の見込み(必要利用定員総数)を設定
- ・現在の利用状況に利用希望を踏まえて設定
- ・認定の区分ごとに設定することが基本
  - \* 3～5歳、学校教育のみ(1号) / 3～5歳、保育の必要性あり(2号) / 0～2歳、保育の必要性あり(3号)

(2)－2. 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するように「確保の内容及び実施時期」(確保方策)を設定
  - \* 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制についても記載を検討

(イメージ)

		1年目			2年目			3年目			…
		3～5歳 学校教育 のみ (1号)	3～5歳 保育の必 要性あり (2号)	0～2歳 保育の必 要性あり (3号)	3～5歳 学校教育 のみ (1号)	3～5歳 保育の必 要性あり (2号)	0～2歳 保育の必 要性あり (3号)	3～5歳 学校教育 のみ (1号)	3～5歳 保育の必 要性あり (2号)	0～2歳 保育の必 要性あり (3号)	
量の見込み		250人	150人	150人	250人	150人	150人	250人	150人	150人	…
確保の 内容	教育・保育施設 ※1	250人	150人	100人	250人	150人	120人	250人	150人	130人	…
	地域型保育事業 ※2			10人			20人			20人	…
確保の内容－量の見込み		0人	0人	▲40人	0人	0人	▲10人	0人	0人	0人	…

※1 認定こども園、幼稚園、保育所

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(3)－1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

- ・区域ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定
- ・事業の現在の利用状況に利用希望を踏まえて設定

(3)－2. 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・区域ごとに設定した「量の見込み」に対応するように確保の内容及び実施時期を設定
- ＊事業ごとに量の見込み、確保の内容(受入れ量)を記載

(イメージ)

放課後児童健全育成事業(学童)	1年目	2年目	3年目	...
量の見込み	1000人	1000人	1000人	...
確保の内容	800人	900人	1000人	...
確保の内容－量の見込み	▲200人	▲100人	0人	...

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・認定子ども園の設置数、設置時期、普及に係る考え方(背景や必要性)
- ・幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- ・保幼小連携、0～2歳に係る取組、3～5歳に係る取組

2. 任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・育休・産休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、計画的に整備する
- ※検討: 1歳到達時から施設・事業を利用できる(育児休業を切り上げることなく満1歳まで取得できる)環境づくり

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

- ・児童虐待防止対策、母子家庭及び父子家庭の自立支援、障害児施策に係る都道府県との連携

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに係る取組に関する各市町村の実情に応じた施策